

## 旅客名簿の備置き ～対象となる旅客船の範囲～

現行



見直し後

【船員法】		平水区域	沿海区域		近海区域以遠
			限定		
内航船	離島航路	備置義務なし			海難の多い航路、長距離の航路は備置義務あり (原則船内)
	離島航路以外				備置義務あり (船内)
外航船		—			備置義務あり (船内)

【海上運送法】		平水区域	沿海区域		近海区域以遠
			限定		
内航船	離島航路	備置義務なし			海難の多い航路、長距離の航路は備置義務あり (陸上)
	離島航路以外				備置義務あり (陸上)
外航船					備置義務あり (陸上及び船内)

旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業であって、航路上の港と港(出港～着港)の間の所要時間のうち最大となるものが50分以上の航路であるものを対象に追加

# 旅客名簿の備置き ～新たに対象となる旅客船の具体的なイメージ～

✓ 沿海区域を航行する旅客不定期航路事業又は人の運送をする内航不定期航路事業において、航路上の港と港(出港～着港)の間の所要時間のうち最大となるものが50分以上の航路の具体的なイメージは以下のとおり。

	義務付け対象	義務付け対象外
2地点間の航路	<p>60分</p>	<p>30分</p>
寄港地が複数ある航路	<p>1つの航路で複数港経由する航路は航路全体ではなく、個別の港～港間の時間で判断</p> <p>航路全体:100分</p>	<p>航路全体:100分</p>
周遊航路	<p>80分</p>	<p>30分</p>